

# (参考2) 各国の制度における主な共通点

- ・ 個別法又は一般法を制定の上、品目毎に規則等を定め実施
- ・ 州法や生産者等の任意拠出から始まった例も見られる
- ・ 一定数以上の生産者等の同意により、公正かつ適切に制度を実施できる団体を設立
- ・ 若干の例外を除き、対象作目の全生産者が徴収対象
- ・ 輸入品からも徴収している例が多い
- ・ 販売促進に当たっては輸入品も対象(WTO協定に整合)
- ・ 拠出金の使途は、販売促進、調査研究等に限定する旨を法律上明記
- ・ 制度開始に当たり、全生産者の一定数以上の同意を得る仕組みを導入
- ・ 適切な徴収を確保するため、報告義務が課せられており、納付しない場合の罰則あり
- ・ 一定期間ごとに、生産者の意見確認をするなど、制度存続に関する規定あり

## アメリカのチェックオフ制度について

	牛肉	豚肉	牛乳乳製品	大豆	制度の概要
<b>導入の背景等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の食肉との競争等により牛肉消費が減少していたことに加え、70年代の物価・賃金凍結措置の一環として実施された「牛肉の価格凍結」によって、牛肉業界は大打撃を受けたことからの打開策として、連邦政府のチェックオフ制度を設立するよう業界が要請。</li> <li>・ 85年に制定された法律に基づき、86年にチェックオフ制度を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60年代から業界発展と収益性の向上のため、業界が任意のチェックオフ制度を実施。</li> <li>・ その後、鶏肉等他の食肉との競争の高まり等により消費減退が進んだことから、業界から連邦法による義務化が求められ、1985年に法制化された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食生活の変化、炭酸飲料等との競争により生乳の生産過剰が問題となり、消費を底上げする必要から、83年に業界の要請を受けて法律が制定され、連邦政府のチェックオフ制度が開始された。</li> <li>・ 他に、飲用牛乳製造業者から徴収(20¢/100ポンド)する仕組みも実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初は各生産州の法律に基づき、任意の拠出によるチェックオフ制度を実施。</li> <li>・ その後、90年に連邦政府の法律が制定され、州政府の制度は91年に連邦政府の強制徴収のチェックオフ制度に移行。</li> </ul>	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国では、35年にフロリダ州においてかんきつについて州法に基づきチェックオフ制度が初めて導入。</li> <li>・ その後54年に連邦法により羊毛で初めて生産者全てから徴収する連邦レベルのチェックオフ制度が導入。</li> <li>・ 以降、順次品目別の個別法が制定され、綿花、牛肉、豚肉等についてチェックオフ制度が導入された。</li> <li>・ 96年には一般法(農産物販売促進・研究・情報法)が制定され、個々の品目毎に法律制度導入できるようになった。</li> </ul> <p>&lt;現行の対象品目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦レベルでは、品目別の個別法に基づき12品目(綿花、じゃがいも、鶏卵、乳製品、牛肉、豚肉、スイカ、飲用牛乳、大豆、マッシュルーム、アボカド、ホップコーン)、一般法に基づき10品目(ブルーベリー、羊肉、マンゴー、ハチミツ、リルガム、ピーナッツ、軟質木材、ラスベリー、紙業、クリスマスツリー)の計22品目。(※州によって州法に基づき実施されている品目がある)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府の資金は投入されていない。</li> <li>・ 監査、評価など政府の経費は、すべてチェックオフ資金として徴収された中から支出。</li> </ul>
<b>仕組みの概要</b>	<p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者、輸入業者全て</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者及び輸入者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 5年に1回、生産者の意思確認を行い、生産者の10%の要求で、制度の存続について再投票。過半数の賛成で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生体牛を取引する都度、販売者から牛1頭あたり1ドル徴収。</li> <li>・ 輸入業者は、通関時に牛1頭あたり1ドル徴収</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Cattlemen's Promotion and Research Board</li> </ul> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に課せられる罰則ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり2%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大7,500ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金の50%は州の牛肉協議会に配分され州独自のプログラムに、他の50%は全国ビーフボードに配分され、全国的な取組に使用</li> </ul>	<p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者、輸入業者全て</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者及び輸入者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 生産者の15%の要求で、制度の存続について再投票。過半数の賛成で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豚の販売者は100ドル当たり0.4ドルを支払う。</li> <li>・ 輸入業者は、生体豚の通関時に100ドル当たり0.4ドル徴収</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ National Pork Board</li> </ul> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に課せられる罰則ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり1.5%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大1,000ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金の16.5%は州に配分され州独自のプログラムに、他の83.5%は全国ポークボードに配分され、全国的な取組に使用</li> </ul>	<p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者、輸入業者全て</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者及び輸入者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 必要があれば、生産者に意思確認を行い、生産者の10%の要求で制度の存続について再投票。過半数で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛乳・乳製品の販売者は生乳100ポンド当たり15セントを支払う。</li> <li>・ 輸入業者は、通関時に輸入乳製品に対し生乳換算で100ポンド当たり7.5セント。</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ National Dairy Promotion and Research Board, Dairy Management, Inc.</li> </ul> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に課せられる罰則ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり1.5%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大1,000ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者からの拠出金の2/3は地域レベルで、1/3は連邦レベルで使用</li> <li>・ 輸入業者からの拠出金の2/3は連邦レベルで、1/3は輸入業者団体で使用</li> </ul>	<p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者全て(輸入業者の徴収なし)</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 制度継続に関し、5年に1回、生産者に意思確認を行い、生産者の10%以上の希望があった場合、制度の存続について再投票。過半数の賛成で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大豆生産者は取引価格の0.5%を支払う。支払いは、購入者が代行する。</li> <li>・ 生産者が加工・直販する場合は、生産者が直接支払う。</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ United Soybean Board</li> </ul> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に課せられる罰則ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり2%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大1,000ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠出金の50%は州レベルで使用、残り50%は連邦レベルで使用</li> </ul>	
<b>予算額</b>	<p>【連邦レベルの予算額(2015年)】</p> <p>PR活動(810万ドル)、調査研究(980万ドル)、消費者への情報提供(1,070万ドル)、輸出促進(770万ドル)等 合計4,005万ドル</p>	<p>【連邦レベルの予算額(2014年)】</p> <p>PR活動(270万ドル)、科学・技術研究開発(1,070万ドル)、国内販売・輸出促進(3,430万ドル)等 合計8,390万ドル</p>	<p>【連邦レベルの予算額(2013年)】</p> <p>企業と連携した販売促進(5,580万ドル)、児童・生徒に対する栄養教育(4,150万ドル)、研究調査(1,770万ドル)、輸出促進(2,810万ドル)等 合計2億1,070万ドル</p>	<p>【連邦レベルの予算額(2014年)】</p> <p>販売促進(5,210万ドル)、消費者向け対策(1,270万ドル)等 合計1億3,500万ドル</p>	

※各種文献、レポート等から作成したものと

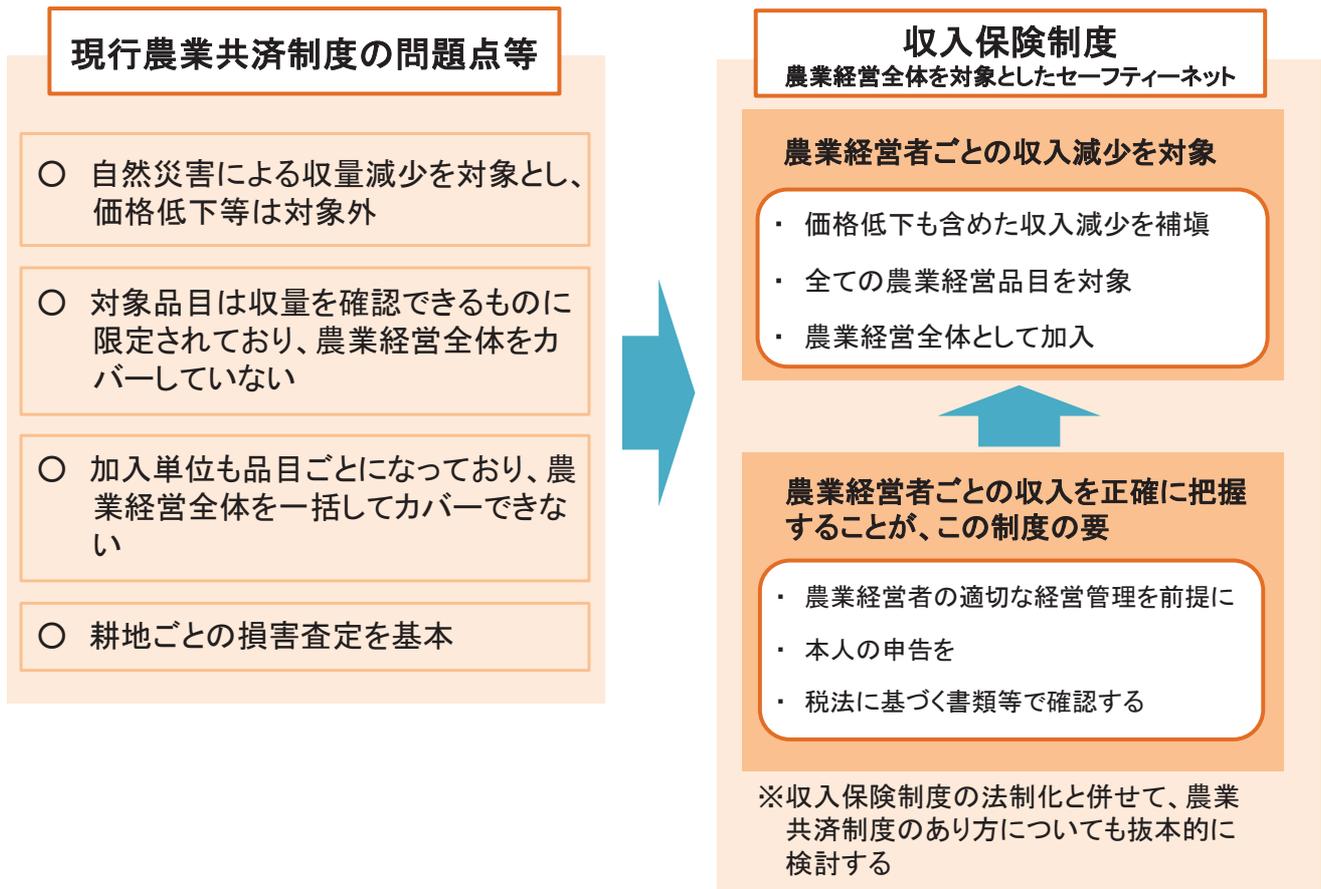
# カナダ、オーストラリア、イギリス、韓国のチェックオフ制度について

	カナダ	オーストラリア	イギリス	韓国	
<b>導入の背景等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国でのチェックオフ制度を参考に93年に改正された農産品エージェンシー法により、連邦レベルのチェックオフ制度が可能となり、02年に国産生産者のみから徴収する牛肉のチェックオフが開始。</li> <li>その後、米国でのチェックオフ制度でカナダ産牛肉に課徴金が付与されていたことから、13年に米国同様に輸入業者からも徴収を開始。</li> <li>現在は、牛肉のみ実施。豚肉について手続きが進んでいる模様。</li> <li>州政府でチェックオフ制度を実施している品目もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>80年代後半の行財政改革の中で、業界主導での産業界育成を図るとの政策方針の下、財政支援削減の代わりに、91年に「第一次産業課徴金法」が制定され、チェックオフ制度が導入された。</li> <li>現在、74品目で実施しており、輸入業者からは徴収していないが、牛肉、小麦等の品目では輸出業者からも徴収している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国でのチェックオフのはじまりは30年代の農業不況であり、47年に現在の資金管理団体の最初の根拠法が作られた。</li> <li>生産者の他、輸入業者又は食肉処理業者から徴収している。</li> <li>現在、豚肉、乳製品、牛肉・羊肉、園芸、穀物・油種子、ばれいしょのほか、水産物で実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウルグアイラウンドの農産物貿易交渉が始まり、市場開放に対応した農業の生き残り戦略の一つとして韓国のチェックオフ制度は92年に発足し、豚肉・鶏卵を皮切りに、現在34品目（園芸25、畜産9）で実施。</li> <li>強制徴収によるチェックオフは、養豚、酪農、牛肉、肉鶏、鶏卵の5品目。この他は任意徴収のチェックオフ。</li> <li>政府が支出する資金も入っている。</li> </ul>	
<b>(例)牛肉の仕組みの概要</b>	<b>根拠法</b>	農産品エージェンシー法 Farm Products Agencies Act	第一次産品(物品税)課徴金法 Primary Industries (Excise) Levies Act 1999 第一次産品課徴金徴収法 Primary Industries levies and Charges Collection Act 1991 等	農業園芸振興委員会規則 The Agriculture and Horticulture Development Board Order 2008	畜産物の消費促進等に関する法律
	<b>①徴収対象者</b>	・生産者及び輸入業者全て	・生産者及び輸出業者全て	・生産者、輸出業者又は食肉処理業者全て	・生産者全て(輸入業者の徴収なし)
	<b>②意思決定方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度開始は、公聴会を経て農務大臣が提案。(生産者による投票を行うか否かは農務大臣が判断)</li> <li>なお、実施するAgencyの設立には、生産者等の過半数の賛成が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者と業界の協議によって案を作成し、政府の承認を得た上で、所要の法整備が実施される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・食料・農村地域省が、役員任命、徴収レート、予算等の認可を行う。</li> <li>5年ごとに、制度継続希望の有無を投票で確認。(生産者等の5%以上の要望に基づき実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産食品部の畜産団体の計画を承認した後、畜産団体が選挙で選出する代議員の2/3以上が投票し、投票者の2/3の賛成を要する。</li> <li>制度見直しは、 ① 生産者の1/10(又は畜産物の1/4以上の生産者)の署名により、代議員会で投票。 ② 生産者の過半数の要請で自動的に廃止。</li> </ul>
	<b>③拠出金の徴収</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛取引の際、購入者が牛1頭につき1ドルを購入代から差し引いて徴収。</li> <li>輸入業者から牛1頭もしくは相当の牛肉製品につき1ドル。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛1頭につき5ドル</li> <li>子牛(雄)1頭につき90セント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産者:牛1頭当たり4.05ポンド</li> <li>② 輸出業者・食肉処理業者:牛1頭当たり 0.08ポンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛1頭あたり20ウォン</li> </ul>
	<b>④徴収団体(資金管理団体)</b>	The Canadian Beef Cattle Research Market Development and Promotion Agency	農業・水資源省	Agriculture and Horticulture Development Board	韓牛チェックオフ資金管理委員会(上記の代議員、政府職員、畜産団体の長等で構成)
	<b>⑤納付しない場合の罰則</b>	・5,000カナダドル以下の罰金	月当たり2%の遅延金	5,000ポンド以下の罰金	1,000万ウォン以下の罰金
<b>⑥事業実施団体</b>	Canada Beef Inc.(プロモーション) Beef Cattle Research Council(調査研究)	Meat & Livestock Australia Limited(販売促進等) Animal Health Australia(動物衛生) National Residue Survey(残留物検査)	Agriculture and Horticulture Development Board	韓牛チェックオフ資金管理委員会	
<b>予算額</b>	【連邦レベルの予算額(2014-15年)】 ・北米を対象とした市場拡大対策(230万カナダドル) ・グローバル市場への輸出促進対策(270万カナダドル) 等 合計500万カナダドル	【MLAの予算額(2014-15年)】 ・需要拡大対策(5,700万豪ドル) ・市場アクセス維持・向上(2,580万豪ドル) 等 合計1.8億豪ドル	【予算額(2014-15年)】 ・国内販売促進向けPR(540万ポンド) ・輸出促進向けPR(350万ポンド) 等 合計1,700万ポンド	【予算額(2016年)】 ・消費促進対策(109億ウォン) ・教育と情報提供(77億ウォン) ・需給安定対策(32億ウォン) 等 合計390億ウォン	

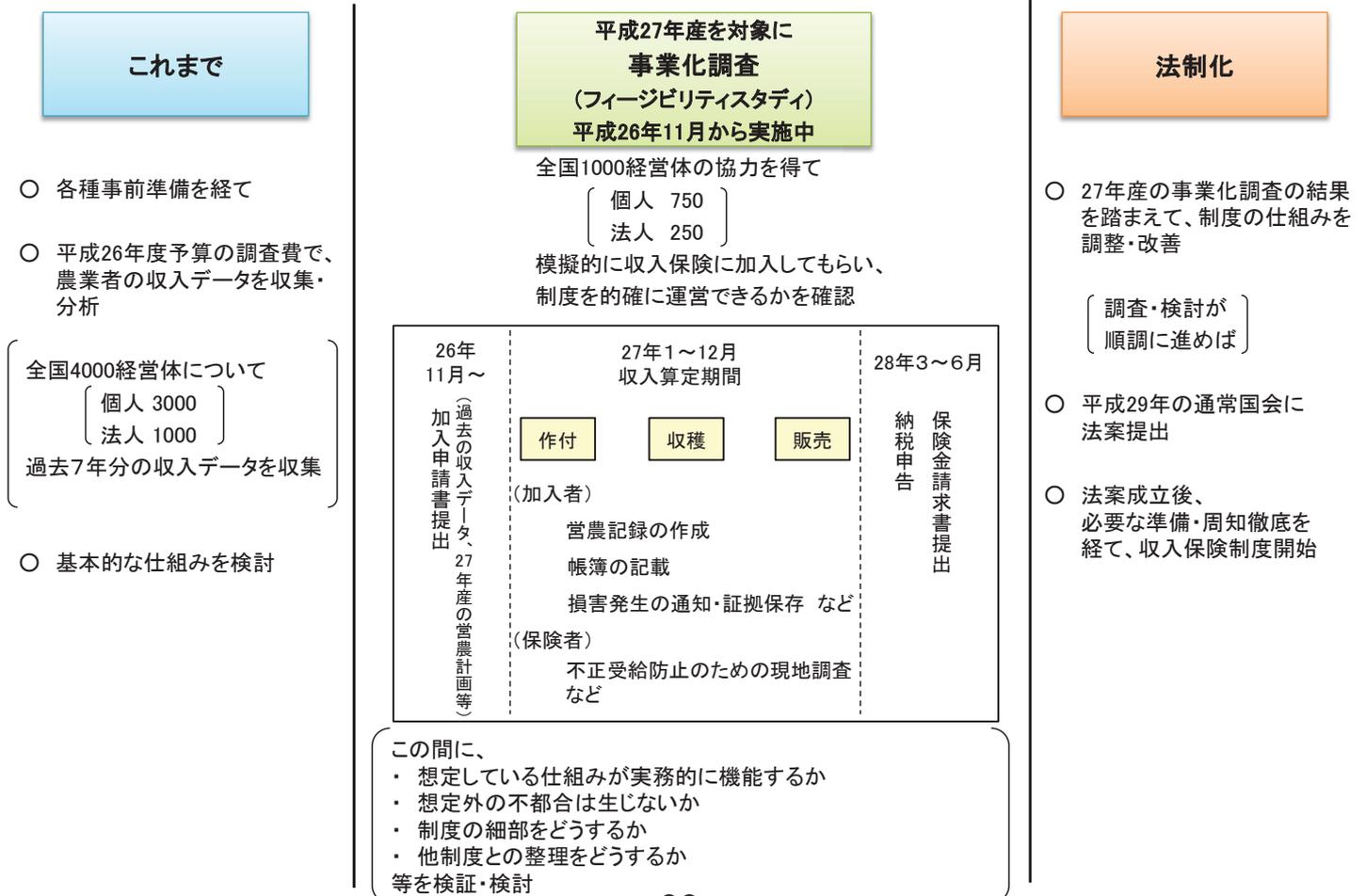
※1USD≒121.0円、1カナダドル≒94.7円、1豪ドル≒91.1円、1ポンド≒185.0円、1ウォン≒0.11円 (2015年) (〈出典〉Principle Global Indicators)  
※各種文献、レポート等から作成したものと

## 5. 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続

# 現行農業共済制度の問題点と収入保険制度の基本的仕組み



## 収入保険制度の導入に向けたスケジュール



## 平成27年産の事業化調査に当たって想定している収入保険制度の仕組み

項目	仕組み	備考
1 対象者	○経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人) (青色申告を5年間継続して実施していること)	○制度を適正に運営するためには、個々の農業者の収入を正確に把握する必要があり、青色申告により、日々の取引が正しく帳簿に記録され、関係書類が適切に保存されていることが必要 (※青色申告は、複式簿記(損益計算書と貸借対照表の作成)等が義務づけられており、帳簿の信頼性が高い) ○政策的支援の必要性の観点から、新規就農者等対象者について、引き続き検討
2 対象収入	○農産物の販売収入全体を対象(所得ではない) ○加工は含まない(自ら加工する場合は、加工原料としての販売までを対象)	○コストの合理性の確認は難しいため、所得ではなく、収入を対象 ○加工については、農産物以外の原材料もあり、一般製造業とのバランスやチェック可能性を考慮し、対象外 ○事業化調査においては、米、畑作物、野菜、果樹、花き、畜産物、きのこ等、農産物全般を対象として検証。事業化調査の結果等を踏まえ、保険制度として成り立つよう品目の範囲を検討
3 対象要因	○農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補填 (農業者の営農作業の懈怠・意図的な安売り等による収入減少については対象外)	
4 収入の把握方法	○農業者の申告 ・農業者が、農業収入額等を記載した書類を提出(自己申告を基本) ○確認方法 ・税務申告書類、その添付書類である決算書、保存義務のある帳簿、領収書等を用いて農業者の自己申告を確認	○個々の農業者の収入を的確に把握するためには、税制度の仕組みを活用し、税務関係書類等によりチェックすることが有効

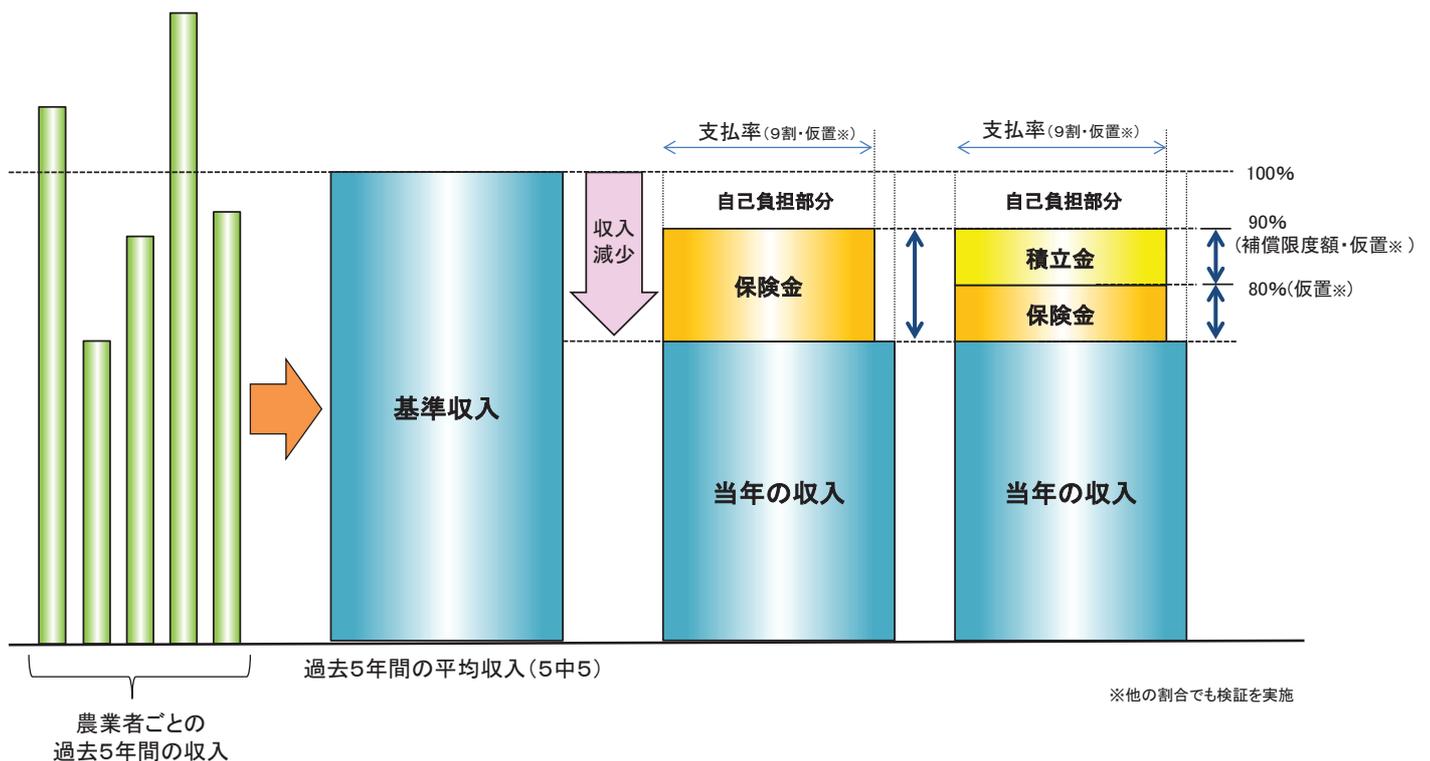
項目	仕組み	備考
5 保険金の不正受給の防止策	○農業者に災害等の損害発生時の通知や証拠の保存の義務を課す ○保険者は、必要があれば、現地調査等により確認	○制度化する際には、不正があった場合の免責のほか、重大な不正があった場合の加入禁止措置等を検討
6 補償内容		
(1) 基準収入	○農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本 ○当年の営農計画の内容を加味して設定 (面積を拡大する場合や収入が増加傾向にある場合等は、それを考慮)	○5年中中庸3年とする方法は、翌年の基準収入に影響しないなら収入を大幅に下げて保険金をもらおうとすることにつながる可能性があること等から、採用しない
(2) 補償限度額と補填金	○基準収入に一定割合(9割で仮置※)を乗じて補償限度額を設定し、 当年の収入が補償限度額を下回った場合は、下回った分に支払率(9割で仮置※)を乗じたものを補填	○保険金の不正受給の防止、少額支払による事務の煩雑化の回避のため、一定の自己負担部分を設ける ・補償限度額・支払率の数字は、農業共済の水稻全相殺方式、ナラシ対策を参考に仮置 ・27年産の事業化調査終了後、その結果等を踏まえ、補償水準(限度額・支払率)を設定(保険料・積立金水準等とも関連)
(3) 掛捨ての保険方式と積立方式	○補填の方式は、 ・掛捨ての保険方式で、基準収入の9割以下(数字は仮置※)の部分をカバーする方式のほか、 ・掛捨ての保険方式で、基準収入の8割以下(数字は仮置※)の部分をカバーし、積立方式で、基準収入の8割から9割の間(数字は仮置※)をカバーする方式を試行	○減収部分をすべて保険方式で補填する方式のほか、漁業共済・積立がらすと同様、大きな減収部分は掛捨ての「保険方式」、軽微な減収部分は掛け捨てにならない「積立方式」で補填する方式も検討

※他の割合でも検証を実施

項目	仕組み	備考
7 保険料・積立金	○加入する農業者は保険料と積立金を負担 ・保険料・積立金合計で、5%で仮置※	○数字は、農業共済の平均的な保険料水準を参考に仮置 ○27年産の事業化調査終了後、その収支状況、事務コスト等を踏まえ、保険料・積立金水準を設定(補償水準等とも関連) ○なお、制度化に際しては、保険事故の発生が少ない農業者の保険料水準を段階的に下げるような方式についても検討
8 加入・支払時期		
(1) 収入算定期間	○1年間(個人は1月～12月、法人は事業年度)	○収入の算定期間は、税制度における収入の計算期間と一致させることが必要
(2) 保険加入	○収入算定期間の開始前まで(個人は前年11月まで)	○収入保険に加入しようとする農業者は、保険金の不正受給の防止のため、収入算定期間の開始前までに加入申請を行う
(3) 保険金支払	○収入算定期間終了後の税申告後(個人は翌年3～6月)	○保険金支払は、全ての農産物の収入の確定後、当年の収入を税務関係書類により確認する必要があるため、確定申告後となる ・保険金支払の間の資金繰りが必要となる場合の措置については、引き続き検討

※他の割合でも検証を実施

## 事業化調査に当たって想定している収入保険の補填のイメージ



# 農業災害補償制度

## 制度の目的

農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としています。（農業災害補償法第1条）

## 対象となる事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害などです。

## 制度の仕組み

本制度は、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払うという農業者の自主的な相互救済を基本としています。

## 事業の種類と対象としている農作物等

- 農作物共済事業 : 水稻、陸稲、麦  
 家畜共済事業 : 牛、馬、豚  
 果樹共済事業 : うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル（指定かんきつ：はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。）  
 畑作物共済事業 : ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭  
 園芸施設共済事業 : 特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

## 掛金の国庫負担

掛金の国庫負担率 : 原則として50%

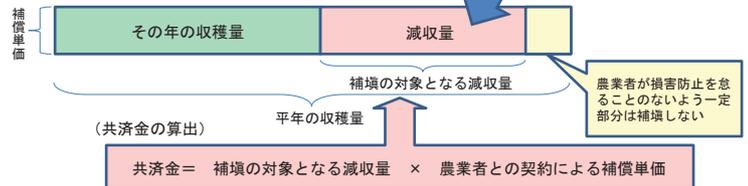
## 制度の機構

本制度は、①農業共済組合等（農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村）、②都道府県を区域とする農業共済組合連合会、③政府の3段階で運営されています。

大災害に備え、農業共済組合等は、連合会の保険に付し、更に、連合会は国の再保険に付すことにより、全国的な危険分散を図っています。

## 主な補填の仕組み（共済金）

災害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に、補填の対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払います。



## 6. 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策

# 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)における位置づけ

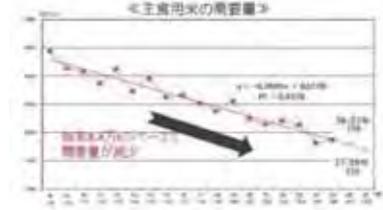
■ **飼料用米等の生産拡大を位置づけ(平成37年の飼料用米の生産努力目標110万トン)。**

■ 飼料用米などの戦略作物については、**生産努力目標の確実な達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う旨を明記。**

【食料・農業・農村基本計画】  
 ・食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定  
 ・今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

(参考) 飼料用米の生産努力目標の考え方

米価は、需要と供給のバランスで決まっており、米価の安定のためには、需要が減少する主食用米から飼料用米への転換を行うことが基本。このため、飼料用米の生産量は、主食用米の需要減少トレンドに合わせた増加を見込み設定。



## 食料・農業・農村基本計画(関係部分抜粋)

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

##### (6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

- ① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大  
 高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進(略)

#### イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

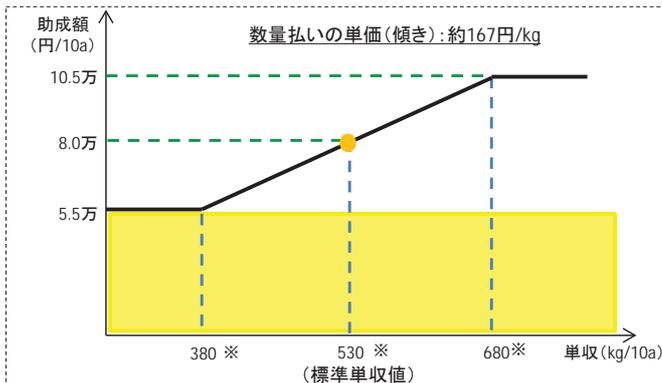
飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作物を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県(産地)段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ(トラックの荷台等に米をバラで直積み)での流通への転換、シャトル輸送(帰りの活用)、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

## 水田活用の直接支払交付金による平成27年産の飼料用米生産への助成について

### ◆ 数量払いの導入

- 単収向上の取組へのインセンティブとして、生産数量に応じて交付金を支払う数量払いを導入。



- ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。
- ・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定める単収(配分単収)を適用するものとする。

### ◆ 二毛作助成

- 水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を行う場合、15,000円/10aを交付。

飼料用米との二毛作のパターン(例)	交付単価
飼料用米+麦	5.5~10.5万円 + 1.5万円
飼料用米+飼料作物	5.5~10.5万円 + 1.5万円

### ◆ 耕畜連携助成

- 飼料用米を畜産農家へ供給するとともに、稲わらを畜産農家へ供給することにより、13,000円/10aを交付。

### ◆ 産地交付金の追加配分等

- 多収品種の取組に対し、12,000円/10aの産地交付金を地域に追加配分。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県、地域農業再生協議会が飼料用米の生産性向上等の取組に対し、助成単価を設定し、交付額を上乗せすることが可能。

(K県I市の例)

担い手による飼料用米の作付に対し、K県で5,000円/10a、I市で5,000円/10a、合計で10,000円/10aを交付

### 《戦略作物助成》

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円~105,000円/10a

## 飼料用米生産コスト低減の取組

- 飼料用米については、「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、多収品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上(担い手の60kg当たりの生産コストを5割低減)させるとの目標を設定するなど、その本作化に向けた取組を進めているところ。
- 農林水産省では、この目標の確実な達成に向け省内関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を公表

### ■ 飼料用米生産コスト低減推進チームの検討状況

時期	内容	第1回会合 (平成27年10月16日)	第2回会合 (平成27年11月13日)
平成27年 8月~9月	生産コスト低減に係る取組事例の把握		
10月16日	第1回会合 ・推進チーム立ち上げ		
11月13日	第2回会合 ・関係者からの意見聴取①	第1回 飼料用米生産コスト低減推進チーム会合には、森山農林水産大臣が出席し、具体的なコスト低減の検討を指示しました。	第2回 推進チーム会合にも、森山農林水産大臣が出席。コスト低減に取り組む先進地域から意見を伺いました。
12月1日	第3回会合 ・関係者からの意見聴取② ・マニュアル案について		
12月15日	第4回会合 ・マニュアル案について	第3回 推進チーム会合では、飼料会社や養豚業者から利用者側の意見を伺うとともに研究開発から意見を伺いました。	第4回 推進チーム会合には、森山農林水産大臣が出席。「飼料用米生産コスト低減マニュアル案」の検討を行いました。
12月17日	マニュアルの公表		

### ■ マニュアルの公表 (平成27年12月17日)

本チームにおける検討の節目として、現場の農業者が取り組みやすい飼料用米のコスト低減策を示した「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、公表しました。なお、より現場に寄り添ったものとするため、現場での失敗事例とその対応を整理し、本マニュアルの掲載ホームページに追加掲載しています。

(以下はマニュアル紹介パンフレット)



## 飼料用米の需要量

- 28年産飼料用米については、畜産農家から新たに約3万トン(116件)の希望が寄せられており、生産要望のある耕種農家とのマッチングを実施。
- さらに、全農グループ飼料会社において約56万トン(米使用可能数量約82万トンのうちMA米・備蓄米を含まない数量)、日本飼料工業会において約61万トン(中・長期的には約200万トン、MA米・備蓄米を含まない数量)の需要があるなど、配合飼料メーカーからの要望もあり、農林水産省としてもこれらのマッチング活動を推進。

### ○ 28年産に係る飼料用米の需要量(MA米、備蓄米からの供給量は含まず)

- ・ 畜産農家の新規需要量 : 約3万トン(116件) (28年3月31日現在報告分)
- ・ くみあい飼料工場会(全農グループ飼料会社) : 約56万トン  
(米使用可能数量全体ではMA米・備蓄米からの供給量約26万トンを合計した約82万トン)
- ・ (協)日本飼料工業会組合員工場 : 約61万トン

#### 【飼料業界主要4団体※の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】

(平成28年3月23日公表)

- ・ 飼料業界の主要4団体が、28年産飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対するメッセージをとりまとめ、公表。
- ・ 28年産の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度と十分に利用できる体制になっており、安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

※(協)日本飼料工業会、くみあい飼料工場会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会

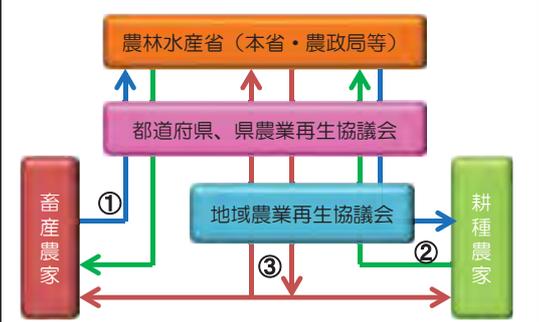
### ○ 中長期的な飼料用米の需要量

#### 【飼料用米に関する日本飼料工業会のメッセージ】(平成26年5月23日公表)

26年3月に日本飼料工業会が実施した組合員に対して需要見込量を調査した結果、中長期的にみた需要量は200万トン弱。

### ○ 畜産農家とのマッチング活動の取組体制

- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報としてとりまとめ、産地側(地域再生協・耕種農家等)へ提供
- ② 地域(再生協)における飼料用米の作付面積や数量を聞き取り、産地情報として取りまとめ、利用側(畜産農家等)へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進



# 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用には、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

## こめたま

- 畜産経営: トキワ養鶏(養鶏、青森県藤崎町)
- 飼料用米生産: 青森県藤崎町
- 畜産物販売: 地元デパート、直売所、パルシステム生活協同組合連合会 等
- 特徴: 飼料用米を最大68%配合した飼料を給与し、卵黄が「レモンイエロー」の特徴ある卵(「こめたま」)を販売。トキワ養鶏のインターネットサイトでも販売を開始。



## やまと豚米らぶ

- 畜産経営: フリーデン(養豚、神奈川県平塚市(岩手県大東農場))
- 飼料用米生産: 岩手県一関市(主に大東地区)
- 畜産物販売者: 阪急オアシス(関西)、明治屋・ヨシケイ埼玉(関東)
- 特徴: 中山間地域の休耕田で生産する飼料用米を軸に、水田と養豚を結びつけた資源循環型システムを確立。飼料用米を15%配合した飼料を給与し「やまと豚米らぶ」として販売。



## まい米牛

- 畜産経営: JALまね出雲肥育牛部会員
- 飼料用米生産: JALまね出雲地区
- 畜産物販売者: JA直営スーパー(ラピタ)、地元スーパー、焼肉店(藤増牧場直営) 等
- 特徴: 採卵鶏農家を中心に飼料用米の利用が開始され(「こめたまご」)、飼料用米の生産拡大に伴い、肉用牛肥育農家等にも利用が拡大。飼料用米を20%以上添加した配合飼料を10ヶ月以上給与した牛を「まい米牛」としてブランド化。



## 豊の米卵

- 畜産経営: 鈴木養鶏場(養鶏、大分県日出町)
- 飼料用米生産: 大分県内全域
- 畜産物販売: 地元百貨店、直売所等
- 特徴: 飼料用米を20%配合した飼料を給与し、生産した卵を大分県産の米を活用した「豊の米卵(とよのこめたまご)」として販売。



(参考) 豚肉1kg(店頭価格2560円※1)生産のために約1kg程度の飼料用米※2を給与(飼料用米1kgへの水田活用の直接支払交付金交付額: 160円程度)。

※1 総務省家計調査におけるH26年豚肉小売価格より各都市の小売価格の単純平均価格  
 ※2 (豚肉1kg生産のために必要な飼料7kg) × 配合割合15% = 1kg

## 飼料用米を活用したブランド化の取組事例 ① ~高オレイン酸含量の特徴を活かした取組~

### (株)フリーデン(岩手県)の豚肉の事例

○ 豚に玄米を15%混合した飼料を出荷前60日間給与した試験報告(バラ皮下脂肪内層の総脂肪酸に占める割合)

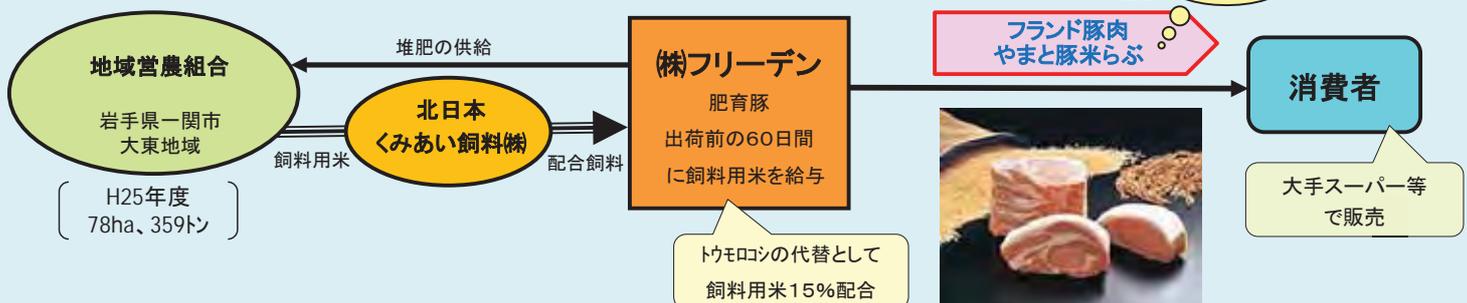
脂肪酸	慣行区	玄米区 (給与効果)
オレイン酸	42.0%	43.5% (1.5%上昇)
リノール酸	9.2%	7.6% (1.6%低下)

注) 枝肉成績に違いなし(畜草研、(株)フリーデン)

豚では、飼料用米給与により、脂肪中のオレイン酸割合が高まり、リノール酸割合が低下

旨味に関係するといわれているオレイン酸が増加し、酸化による風味低下の一因となるリノール酸が減少することで、肉質の向上が期待できる。

○ 飼料用米の生産・流通・販売の流れ

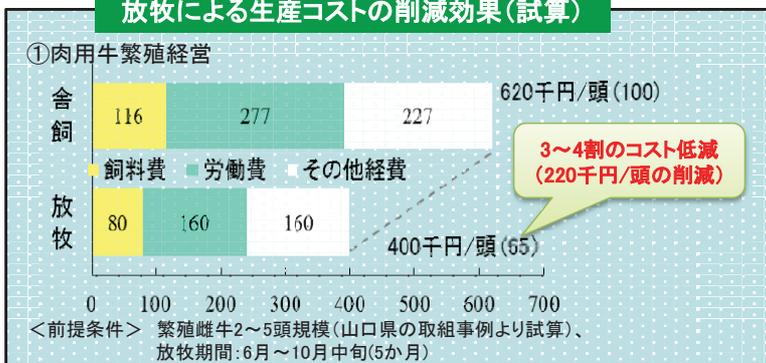


# 7. 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

## 耕作放棄地等を活用した肉用牛放牧の推進

- ・ 放牧は、飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、大幅な生産コストの削減が期待。
- ・ 肉用牛放牧の取組は、公共育成牧場のほか、中山間地域における耕作放棄地や転作田等を活用して行われているが、放牧家畜に対する地域住民の理解が得られなかったり、まとまった土地が確保できない等の課題も存在。
- ・ 肉用牛生産基盤強化のためには、課題を解決しつつ、耕作放棄地等を活用した低コスト放牧の取組を更に推進する必要。

### 放牧による生産コストの削減効果(試算)



<繁殖雌牛(肉用牛)の飼養戸数・頭数と放牧の状況>

	戸数	頭数
全国(A)	50,000戸	595千頭
うち放牧(B)	4,000戸	51千頭
B/A(%)	8%	9%

注1: 全国(A)は、畜産統計(平成26年2月1日現在)の子取り用雌牛の飼養戸数と頭数  
注2: 放牧(B)は、都道府県による聞き取り調査(飼料課調べ)

### 大分県 富貴茶園の取組

- 所在地: 大分県豊後高田市
- 放牧面積: 12ha
- 飼養頭数: 47頭(うち雌牛26頭、育成・子牛21頭)
- 特徴
  - ・耕作放棄された荒廃茶園を活用し放牧を開始
  - ・周年放牧が行われており、牛舎を整備していない。  
(雨が降っても雪が降っても台風があっても一年中放牧地の中にいる)
  - ・子牛は自然分娩で、生まれてから出荷するまで親子放牧を行っている。
  - ・冬場(12月下旬~4月中旬)は稲WCSを一日12kg程度給与しており、年間を通して飼料費は親子で9万円程度。
  - ・物財費は飼料費や子牛登記・出荷等経費のみで15~20万円/頭と超低コストでの生産が実現されている。



## 作業の外部化の推進(コントラクターの育成と機能強化)

- 飼養規模の拡大による自給飼料生産や飼料調製にかかる労働力不足を背景に、自給飼料生産を作業受託組織(コントラクター)に委託する動きが加速。平成15年の317組織から平成27年には636組織に増加。
- 高性能機械の活用、専門技術者による正確な作業の実施、農地の利用集積を通して作業の効率化・低コスト化を実現するとともに、適時適切な生産管理により、収穫量(単位あたり収量)の増加や飼料の栄養価の改善に貢献。

### コントラクターとは

- 畜産農家等から飼料作物の収穫作業や種まき作業、堆肥の調製・散布作業などを請け負う作業受託組織。
- 酪農家等による営農集団や農事組合法人、農協直営等、様々な形態があり、主に畜産農家等からの作業の受託料金の収入により運営。

### コントラクターの作業



・専用の施肥機等で完熟堆肥を圃場に散布。

・専用の播種機で牧草やトウモロコシを播種。

・専用の収穫機で青刈りトウモロコシ等を収穫し、バンカーサイロに搬入。

### コントラクターの組織数の推移、作業面積

年度	H15	H20	H25	H27	作業面積
箇所数	317	522	581	636	200ha/組織
うち北海道	124	176	164	195	600ha/組織
うち都府県	193	346	417	441	45ha/組織

### おみたまのみり 茨城県小美玉市 美野里酪農協

- 昭和36年に「美野里酪農業協同組合」が設立され、翌年、組合員の労働力軽減を図るため、自給飼料生産に係る作業受託事業を開始。
- 酪農家の大規模化が進む中、自走式ハーベスター等の導入による効率的な飼料生産体系の整備により、受託面積を拡大。

#### 【取組の概要】

主にとらもち、ソルゴー等の飼料収穫作業を受託。

- ・受託戸数:48戸(収穫作業)①
- ・受託面積:570ha(収穫作業)②
- (②/①=11.9ha/戸)

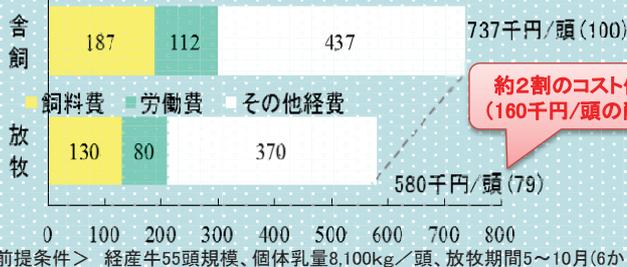


## 放牧酪農の推進(技術的課題への対応と放牧技術の向上)

- 放牧は、飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減が期待できる。また、牛の健康維持に効果があり繁殖能力の向上も期待できる。
- 他方、酪農においては、放牧であっても乳量を維持する観点から、草地を比較的小さい区画に分けて順番に放牧することにより草地の利用と回復を繰り返し、牛に効果的に栄養価の高い牧草を採食させる集約放牧の技術が必要。
- また、乳量、乳脂率が季節によって変動するといった課題があり、総合的な放牧技術の習得が重要。
- 乳用牛生産基盤の強化のため、草地基盤の豊富な地域では、課題の解決や技術向上を図りながら、日本型放牧酪農の取組を更に推進する必要。

### 放牧による生産コストの削減効果(試算)

#### ○酪農経営(集約放牧)



#### <乳用牛(酪農)の飼養戸数・頭数と放牧の状況>

	戸数	頭数
全国(A)	18,600戸	893千頭
うち集約放牧(B)	500戸	32千頭
B/A(%)	3%	4%

注1: 全国(A)は、畜産統計(平成26年2月1日現在)の乳用牛の飼養戸数と経産牛の飼養頭数  
注2: 放牧(B)は、都道府県による聞き取り調査(飼料課調べ)

### 日本型放牧酪農の特徴

- ・日本型放牧酪農は、我が国の気候・土地条件に応じて行う放牧手法。
- ・その特徴として、①放牧に適した草種の導入、②区画を小さく分けて短草利用を行う、③牧草の生育状況に応じた放牧面積、日数の設定等が必要。

### 北海道足寄町の取組(佐藤牧場の取組)



- ・足寄町は平成16年に「放牧酪農推進のまち」と宣言し、約5割の酪農家が放牧を実施。
- ・佐藤牧場では草地面積約90haのうち29haで、乳用牛70頭を放牧。
- ・乳量の低下を抑えながら濃厚飼料給与量を36%削減。
- ・経産牛1頭あたりの産乳量は8,100kgで、放牧を行っていない農家並みの水準。